

○越谷市立消費生活センター運営委員会運営要綱

昭和54年8月28日

告示第33号

改正 昭和55年3月26日告示第16号

平成3年9月30日告示第105号

平成6年3月31日告示第40号

平成10年4月10日告示第56号

平成15年3月31日告示第68号

平成16年3月31日告示第108号

平成18年3月13日告示第69号

平成28年3月16日告示第99号

令和8年4月1日告示第145号

(名称)

第1条 この会は、越谷市立消費生活センター運営委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、越谷市立消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の運営を円滑かつ効果的に遂行するため、必要な業務を実施することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 消費者に対する啓発活動に関すること。
- (2) 消費生活に係る情報の収集に関すること。
- (3) その他目的達成のために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者20人以内をもって組織する。

(1) 市内の一般消費者又は消費者団体の推薦する者

(2) 消費者活動に意欲のある者

(任期)

第5条 委員会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員会役員)

第6条 委員会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(役員を選任)

第7条 役員は、委員の互選により定める。

(部会)

第8条 委員会に次の部会を置くことができる。

(1) 広報部会

(2) 学習部会

(3) 調査部会

(部会役員)

第9条 部会に部会長及び副部会長を置くことができる。

(会議の招集)

第10条 委員会は、必要のつど会長が招集する。

(意見の聴取)

第11条 委員会は、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

(事務局)

第12条 委員会に関する事務は、市民協働部市民相談課において行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会で協議し、決定するものとする。

附 則

この告示は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則（昭和55年告示第16号）

この告示は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成3年告示第105号）

この告示は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成6年告示第40号）

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年告示第56号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年告示第68号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年告示第108号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第69号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第99号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和8年告示第145号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。